

◎特集2「知的財産権」

あなたの会社を大きく伸ばす! 「知的財産権」に詳しく述べよう!

み深いものでしょう。

さて、知的財産権は特許権や著作権など創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」に大別されます（図1）。この中で特許権・実用新案権・意匠権など使用者の信用維持を目的とした「営業標識についての権利」と、商標権や商号など使用者の信用維持を目的とした「営業標識についての権利」に大別されます（図1）。

これらの権利は、新しい技術やデザイン、ネーミングなどについて独占的な権利を与え、模倣を防止するために保護すること

特許権と実用新案権の違い

で、研究開発意欲を高めるなど産業の発展に寄与することが目的です。

ところで、意匠権は商品や製品などモノのデザインに関する権利、商標権はブランド名やマークに関する権利ということは、なにかし、特許権と実用新案権については、なんとなく違っていることはわかるものの、何がどう違うのかについてはピンとこない方が少なくないと思います。

「技術立国ニッポン」と言われますが、資源の乏しいわが国において、技術の重要性は強調してもし足りないことはないでしょう。そんな技術力の一つのあらわれが、特許や実用新案など知的財産権です。

そこで、（社）発明協会栃木県支部にご協力いただき、知的所有権の概要と重要性についてまとめてみました。

「知的財産権」はどんな権利？

特許庁のホームページには、特許については「特許法第2条に規定される発明、すなわち、自然法則を利用して技術的思想の創作のうち高度のものを保護の対象とします」とあり、実用新案については「実用新案法第2条、第3条に規定される考案、作物その他の人間の創造的活動により生まれ出されるもの（中略）、商標、商号そのも大きく関わっています。

知的財産基本法によれば知的財産とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生まれ出されるもの（中略）、商標、商号そのも大きく関わっています。

他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」ということです。ごく乱暴な言い方をすれば、モノではなくアイデアやノウハウなどのことです。

この知的財産に関する権利を知的財産権と言います。具体的には特許権や実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権などです。これらの言葉は、日常のビジネスでもしばしば登場しますから、なじみます。

の保護についてさまざまな違いがあります（図2）。

これについて、（社）発明協会栃木県支部の出願アドバイザーである齋藤緑さんは、「特許の場合は出願後にきちんと審査をした上で登録されますので、ある程度時間がかかります。実用新案は無審査ですので、比較的早く登録できます。費用も安く、また権利になるまでの期間も短いために、何となく実用新案の方がいいと思ってしまう方もいらっしゃいますが、実際に他の人に對して権利行使をしようとした際には、特許庁から技術評価書をもらう必要があります」

審査と技術評価は同じものではないといふことです。が、いずれにせよその時点で改

めて新規性や進歩性について評価してもらわなくてはならず、一概に実用新案の方がない、ということにはならないようです。

中小企業こそ、特許を活用

さて、ここまで読んで来られて「まあ、うちは開発体制もないし、特許や実用新案に興味はあるけど、現実的には無理だなあ」と感じた方もいらっしゃるのではないかでしょうか。

ところが、実はこうした制度を活用すれば、技術開発力の乏しい企業にとっても、大きなメリットが生じるのです。

①開発と活用のサイクル

あなたの企業で、一念發起して技術開発に乗り出し、ついに成功！特許を取得したとします。その際、大まかに二つの道が考えられます。

一つは、それを自社製品に使って生産・販売して利益をあげること。

もう一つは、その特許を利用したい企業を見つけて権利行使し、そこから利益を得ることです。

どちらも、利益を新たな研究開発に注ぐことで、新たな特許・権利行使による利益、というサイクルを作ることも可能で

困った時には、まず相談を

技術開発能力がない、または新規分野

するさまざまな業務を行っていますが、齋藤さんは特許などの出願をサポートする、出願アドバイザーです。

図2 特許と実用新案の違い

	特許	実用新案
保護対策	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実態審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
権利になるまで	審査請求から平均26月	出願から2~3月（不備のないもの）
費用 (登録から3年分) ※特許庁へ支払う手数料	約20万円	約2万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければできない
出願件数	年間約40万8千件	年間約1万1千件

出典：「知的財産権制度入門」テキスト（特許庁編）

②公開されている特許の利用

あなたの企業で、一念發起して技術開発に乗り出し、ついに成功！特許を取得したとします。その際、大まかに二つの道が考えられます。

一つは、それを自社製品に使って生産・販売して利益をあげること。

もう一つは、その特許を利用したい企業を見つけて権利行使し、そこから利益を得ることです。

困った時には、まず相談を

発明協会栃木県支部は知的財産権に関するさまざまな業務を行っていますが、齋藤さんは特許などの出願をサポートする、出願アドバイザーです。

図1 知的財産権の種類



出典：「知的財産権制度入門」テキスト（特許庁編）

特許権と実用新案権の違い

ところで、意匠権は商品や製品などモノのデザインに関する権利、商標権はブランド名やマークに関する権利といふことは、すぐにおわかりいただけます。しかし、特許権と実用新案権については、なんとなく違っていることはわかるものの、何がどう違うのかについてはピンとこない方が少なくないと思います。

さて、知的財産権は特許権や著作権など創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」に大別されます（図1）。

この中で特許権・実用新案権・意匠権など使用者の信用維持を目的とした「営業標識についての権利」に大別されます（図1）。

これらの権利は、新しい技術やデザイン、ネーミングなどについて独占的な権利を与えて、模倣を防止するために保護すること

み深いものでしょう。

さて、知的財産権は特許権や著作権など創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」に大別されます（図1）。

この中で特許権・実用新案権・意匠権など使用者の信用維持を目的とした「営業標識についての権利」に大別されます（図1）。

インで行う」とができる「ISDN出願」の

ための、共同利用パソコンが設置されています。これはインターネット経由ではないため、より安心して利用できるシステムです（利用には事前の登録や手続きが必要です）。

齋藤さんの仕事のひとつは、この共同利

用パソコンによる出願を支援することです。

「共同利用パソコンの使い方や出願書式など、初めての方には聞き慣れない専門用語や難しい事柄がたくさんありますので、産業財産権制度の概要、出願手順、中小企業等への支援対策などを合わせてできるだけ簡単にわかりやすく説明することを心がけています」

もちろん、出願の代理や個別具体的判断に関する相談は弁理士の仕事ですが、その手前で困っている方々の手助けをするのも、齋藤さんの重要な仕事です。

「平成18年度の相談者数は430人ですかね、8年間で3倍弱です。もちろん人数や件数だけで単純に考えることはできませんが、それでも関心の高まり具合の目安にはなると思います」

県内企業の中にも、知的財産権への注目度が高まりつつあるようです。
わからぬこと、困っていることなどがあれば、発明協会を一度訪ねてみてはいかがでしょうか。

また、当所でもさまざまご相談に対応しています。ご利用ください。

宇都宮商工会議所では経済産業省中小

企業庁の委託事業として「知財駆け込み寺事業」を行っています。これは当所の経営指導員が会員の皆様からの知的財産権に関するご相談をいただき、その内容によって公的機関や弁理士など専門家に取り次ぐ事業です。

また、発明協会栃木県支部では当所など県内各地で定期的に特許庁の委託事業として知的財産権無料相談会（当所会場では月3回開催）と「知財駆け込み等連携事業」によるセミナー等を開催しています。

今回は、この両者が連携する形で、知的財産権相談会を、下記のとおり2月、3月に開催することとしています。

このようにさまざまな形で、中小企業の皆様の知的財産権に関する悩みに対応していますので、ぜひお気軽にご利用ください。



平成19年度 知財駆け込み寺連携事業 知的財産権相談会の開催(無料)

産業上利用できるアイデア、工業上利用できるデザイン商品やサービスに使用するネーミングやマークを独占的に使用できる権利にしたいとお考えの中小企業、個人の方など。特にアイデア等がなくても、この機会に制度について知りたいという方も、ぜひご利用ください。

※来訪順に個別面談形式で対応させていただきます。予約不要です。

■開催内容

- (1) 2月22日(金) 13時30分～16時30分
【相談員】弁理士 平山俊夫氏
(2) 3月28日(金) 13時30分～16時30分
【相談員】弁理士 福田伸一氏

【開催場所】宇都宮商工会議所 2階 談話室

【主 催】特許庁
【協 力】日本弁理士会関東支部／宇都宮商工会議所
【実 施】(社)発明協会栃木県支部

【問合せ】

宇都宮商工会議所 ☎637-3131 (社)発明協会栃木県支部 ☎670-1820